

10月の処方箋

10月の処方箋

未公開株の株価が6倍に？

中近東に国産牛を輸出しているという会社の株式準備室から電話があり、「11月に上場する株があり、上場すれば株価は6倍になる。11月2日には上場について記者発表する。」と説明を受け、1株6千円の未公開株を1000株、総額600万円購入した。信用できるか。(80歳代 男性)



<相談の経緯>

当初相談者は11月の上場を信じていましたが、「未公開株の取引の危険性」について説明したところ、取引をやめたいとの申し出がありました。センターから業者に、本人の申し出をねばり強く伝え、420万円が返金（一部分割で返金）となりました。

なお、当該株式は上場されませんでした。



ワンポイントアドバイス

《未公開株の取引》

未公開株を売買できるのは、「未公開株の発行会社」か、「金融商品取引法の登録を受けた証券会社」に限られています。

また、日本証券業協会の自主ルールにより、決められている銘柄以外の未公開株を投資勧誘することは、原則として禁止されています。

無登録の業者による、「儲かる」ことばかりを強調して勧誘する詐欺的な投資のトラブルが増えてきています。一旦お金を支払ってしまうと、解約しようと思っても業者と連絡が取れなくなる場合も少なくありません。

「上場が間近」、「値上がり確実」などといったセールストークに惑わされないようにしましょう。



ご相談は…
まずは
お電話！！



しまった、困った、その時は

但馬生活科学センター

相談電話:0796-23-0999